

# 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領

23農会第1106号

平成23年12月14日

最終改正24農会第1079号

平成25年5月16日

農林水産技術会議事務局長通知

## 第1 趣旨

東日本大震災は、我が国の農林水産・食品産業に甚大な被害を与えている。この大震災の被災地域を早期に復興し、かつ、同地域を新たな食料生産基地として再生するためには、我が国に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で早急に実証する研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要である。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定。以下「復興の基本方針」という。）、被災地域の復興計画等を踏まえて事業を推進するため、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、既に確立された技術シーズを組み合わせ、最適化するための大規模な実証研究を行い、速やかにその成果を復旧・復興に活用するとともに、最適化された技術を体系化し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施することとする。

## 第2 事業の内容

### 1 農業・農村型実証研究

#### (1) 技術・経営診断技術開発研究

岩手県内、宮城県内及び福島県内に設けた「農業・農村型」の研究・実証地区の生産者や農地等の活用状況を把握し、実証研究で導入された個々の技術を体系化し導入する際の経営体単位での効果について分析する。

このため、実証研究に関わる全国の産学官の研究者が研究情報の共有や相互の調整等を行うとともに、全国の研究機関、農業者等への情報発信を行う拠点機能を持つ開放型研究室を設置し、分析結果を全国の研究機関及び農林漁業者等へ情報発信し、実証研究の成果の普及を促進するものとする。

#### (2) 大規模実証研究

「農業・農村型」の研究・実証地区において、被災地域の復旧・復興を促進し、成長力のある新たな農業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を組み合わせ、最適化するための大規模実証研究を実施するものとする。

### 2 漁業・漁村型実証研究

#### (1) 技術・経営診断技術開発研究

岩手県内及び宮城県内に設けた「漁業・漁村型」の研究・実証地区の漁業者や生産資材等の活用状況等を把握し、実証研究で導入された個々の技術を

体系化し導入する際の経営体単位での効果について分析する。

このため、実証研究に関わる全国の産学官の研究者が研究情報の共有や相互の調整等を行うとともに、全国の研究機関及び漁業者等への情報発信を行う拠点機能を持つ開放型研究室を設置し分析結果を全国の研究機関及び農林漁業者等へ情報発信し、実証研究の成果の普及を促進するものとする。

## (2) 大規模実証研究

「漁業・漁村型」の研究・実証地区において、被災地域の復旧・復興を促進し、成長力のある新たな水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を組み合わせ、最適化するための大規模実証研究を実施するものとする。

## 第3 研究実施期間

本事業は、被災県の復興計画における復旧期から再生期に対応し、先端技術の導入と新たな技術体系の確立を推進するため、研究実施期間を平成23年度から平成29年度まで（7年間）（予定）とする。

## 第4 事業実施主体

農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、被災地の復興のための実証研究を実施するという当該事業の趣旨に鑑み、第2の1については岩手県、宮城県及び福島県の関係諸機関と密接に連携をとることができる民間団体等に、第2の2については岩手県及び宮城県の関係諸機関と密接に連携をとることができる民間団体等に、それぞれ委託することとする。

なお、個々の研究課題を実施する民間団体等は相互に十分な連携を図り、効率的に試験を行うものとする。

## 第5 研究課題の設定及び実施

本事業の研究課題は、毎年度設定するものとし、実施する研究課題、委託先研究機関等については、別に定めるところによるものとする。

なお、「被災地の復興のための先端技術展開事業」委託事業実施要領（平成23年12月14日付け23農会第1106号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施された研究課題の成果を活用するとともに、研究開始2年度目以降については、原則として前年度の研究を実施した委託先が研究を実施するものとする。ただし、推進委員会が決定する研究実施計画に従い、研究を実施する研究コンソーシアムの構成等を変更する場合がある。

## 第6 事業の進行管理

### 1 研究推進委員会の設置

(1) 研究課題に係る研究実施計画の決定及び研究課題の進行管理を行うため、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）に研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 推進委員会は、事務局長を委員長とし、研究総務官、事務局内の各課室長、研究統括官及び研究開発官により構成するものとする。また、必要に応じ、

事務局長が指名する者の出席を求めることができるものとする。

- (3) 推進委員会は、復興の基本方針、被災県の復興計画等に留意して、被災地域の実情に適う技術の実証のために必要な研究課題に係る研究実施計画を決定するものとする。また、決定に当たっては、被災地域の地方自治体、有識者等の意見を考慮するものとする。

## 2 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの指名

事務局長は、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究において実施する各研究課題の進行管理、関係各局との調整、3(3)の運営委員会への報告等を行う事項の取りまとめ等を行うための責任者として、総括プログラムオフィサー（以下「総括 PO」という。）を指名する。総括 PO は、これらの業務のほか、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、研究受託者に対し、指導及び助言を行うものとする。

また、事務局長は、総括 PO への指導、監督、助言等を行い、事業全体の進行管理を行うための責任者として、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を指名する。

なお、第10の規定により事務の委託を行う場合には、研究課題の進行管理を効率的かつきめ細やかに行うために、委託先に非常勤のプログラムオフィサー（専門 PO）を配置できるものとする。

## 3 運営委員会の設置

- (1) 研究実施計画案の策定及び研究課題の的確な進行管理を図るため、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究のそれぞれに、総括 PO を長とする運営委員会を設置するものとする。
- (2) 運営委員会は、事務局内の職員その他総括 PO が必要と認める者によって構成するものとし、構成員については、民間の外部専門家の参画の促進に努めるものとする。また、総括 PO が必要と認めた場合には、外部の有識者等の意見を聴くことができるものとする。
- (3) 運営委員会は、農業・農村型実証研究及び漁業・漁村型実証研究において実施する各研究課題の進行管理を行うため、必要に応じ、当該事業に参加した研究者（以下「受託研究者」という。）等から研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、推進委員会及び PD に報告するものとする。
- (4) 運営委員会は、研究の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各運営委員会が管理する研究課題の研究実施計画の見直しを行うものとする。見直しの結果、年度途中において研究実施計画の内容を変更する必要があると認めた場合には、推進委員会にその変更計画案を提出し、承認を得なければならないものとする。

## 第7 研究成果の取扱いについて

- (1) 研究代表者（研究コンソーシアムにおいて研究を統括する者をいう。以下同じ。）は、研究実施計画の研究目標に掲げた成果が得られた場合は総括 PO に報告するものとし、総括 PO は、その概要を運営委員会及び推進委員会において報告するものとする。
- (2) 事務局長は、(1) の研究成果について、特許権等の知的財産が得られた場合は、一定の条件を付した上で、それを研究機関等に帰属させることができる。
- (3) 研究代表者は、成果を新たに公表する場合、事前にその概要を総括 PO に通知するものとし、総括 PO は、その概要を運営委員会において報告するものとする。また、総括 PO は、必要に応じて、成果の公表の可否について運営委員会に諮るものとする。

## 第 8 国民理解の促進

事務局長は、被災地域の関係者及び国民各層に対し多様な媒体を利用して、本事業の趣旨及び得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めるよう努める。また、研究代表者は、第 1 の本事業の趣旨及び得られた成果に係る国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本事業の成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

## 第 9 事業の評価

本事業については、農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）、研究開発評価実施要領（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 農会第 1740 号農林水産技術会議事務局長通知）及び「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 農会第 1748 号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき、事業及び研究課題の評価を実施するものとする。

## 第 10 事務の委託

事務局長は、第 6 の 2 の事業の進行管理に係る事務を外部に委託することができるものとする。

## 第 11 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、事務局長が別に定めるものとする。